

事業主の皆さまへ

業務改善助成金の支給要件を変更しました

～引上げのベースとなる金額は、最低賃金の効力が生じた日に変わります～

「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」は、事業場内の最も低い時給 800 円未満の労働者の賃金を、60 円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成するものです。

助成率：2 分の 1（企業規模 30 人以下の事業場は 4 分の 3）、上限額：100 万円

改正前

最低賃金の**公示された日**以後に賃金の引上げを行う場合で、事業場内で最も低い時間当たりの賃金が、**公示された最低賃金額**を下回る場合

→**公示された最低賃金額**から 60 円引き上げる。

改正後（平成 28 年 8 月 5 日～）

最低賃金の**効力が生じた日**以後に賃金の引上げを行う場合で、事業場内で最も低い時間当たりの賃金が、**その効力が生じた最低賃金額**を下回る場合

→**効力が生じた最低賃金額**から 60 円引き上げる。

60 円以上引き上げるベースとなる金額を、これまで公示日以降は改正後の最低賃金額とするものでしたが、「**公示された日**」を「**効力が生じた日**」に改正し、**公示期間中（30 日間）も引上げ前の最低賃金額をベースに 60 円以上引き上げることで、支給要件を満たすこととしました。**

※発効後の最低賃金額より事業場内最低賃金の方が高い場合は、事業場内最低賃金から 60 円以上引き上げる必要があります。

（広島県の最低賃金）

公示予定日：平成 28 年 9 月 1 日、 発効予定日：平成 28 年 10 月 1 日

お問い合わせ先

業務改善助成金の交付要綱、申請手続きについては、広島労働局 HP に掲載しています。

広島労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>各種助成金制度

>中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）>業務改善助成金の申請、請求、報告の手続き
ご不明な点、詳細は、広島労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。

〒730-8538 広島市中区上八町堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 5 階 電話(082)221-9247